平成２５年（フ）第１１３１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目629番地５　サンパークハウスⅡ101号室
債務者　池上美砂子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４８号
さいたま市見沼区大字東門前80番地
債務者　浅子美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５５号
さいたま市南区大字大谷口1272番地24　ルネサンスガーデン浦和203
債務者　鈴木　春江
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５６号
さいたま市見沼区東大宮５丁目51番地６　公揮ハイツ202号室
債務者　矢部　勝彦
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
新潟県柏崎市西本町１丁目14番17号
債務者　田辺　善信
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
新潟県魚沼市須川518番地２
債務者　五十嵐　満
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
新潟県長岡市仲子町３番31号
債務者　五十嵐テル
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
新潟県柏崎市大字曽地99番地乙
債務者　小泉　　馨
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２５２１号
大阪市生野区巽中３丁目５番２号　メゾン大地503号
債務者　南原貞子こと　趙　　貞子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８３号
大阪市生野区生野東３丁目13番９―616号
債務者　内藤　良子（旧姓六車）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０９号
大阪府東大阪市下小阪５丁目11番13号　レジデンスやまびこ608号
債務者　吉田　初美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２０９号
大阪市城東区古市３丁目９番１―506号
債務者　千原　康範
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２６５号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番402―504号
債務者　岩丸　涼子（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６２号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番４―407号
債務者　堤　洋一郎
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９７号
大阪市鶴見区放出東２丁目16番22号301号、前住所大阪市鶴見区今津中１丁目８番18号
債務者　黒木　美裕
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６６号
大阪市旭区太子橋１丁目24番17号　太子橋ハイツ105
債務者　丸山　千加
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２３号
大阪市東住吉区矢田４丁目２番41号
債務者　後藤　庸輔
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１６号
大阪府大東市栄和町15番18号イーストビル510号
債務者　木村　正人
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部